

教職員の働き方改革プラン2020

県教育委員会では、平成29年度から「教職員の働き方改革プラン」を策定し、教職員の勤務の適正化に向けて取り組むとともに、特別支援学校講師自死事案を踏まえ、ハラスメントやメンタル不調等への対応を進めてきたところである。

そうした結果、長時間勤務は減少しつつあるが、県立学校において、過労死ラインとされる月80時間を超える時間外勤務を行っている教職員の割合が令和元年度の最も多い月において13%であるなど、長時間勤務の根絶に向けて更なる取組が必要な状況にある。

そうした中、新学習指導要領への対応や第3次岐阜県教育ビジョンに掲げた施策の推進など、学校教育の更なる充実のため、「学校における働き方改革」の一層の推進が求められている。

また、令和元年12月に給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）が改正され、同法第7条に基づき定められた国の指針において、教育職員が正規の勤務時間外に在校等をする時間（在校等時間）の上限（原則：月45時間、年360時間）が定められた。

これを受け県教育委員会では、在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則で定めたところである。

今後は、この在校等時間の上限を超えないようにするため、校務をつかさどる校長及び服務監督権者である教育委員会は、教職員の業務量の適切な管理を更に徹底することが求められる。

こうした状況を踏まえ、教職員の働き方や学校の業務を見直すことにより、教職員の負担の軽減を図り、限られた時間の中で教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども達一人一人としっかりと向き合うことができるよう、学校現場と教育委員会が一体となって「教職員の働き方改革」を進めるため、下記のとおり本プランを策定する。

記

時間外在校等時間^(※1)の上限方針

原則^(※2)として次に掲げる範囲内とする。

- ① 1箇月について45時間
- ② 1年について360時間

※1 教員における、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に定める「在校等時間」から、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に定める「正規の勤務時間」を減じた時間をいう。（なお、その他の職員にあつては、同条例に定める「正規の勤務時間」外に勤務することを命ぜられた時間をいう。）

※2 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は以下の範囲内とする。

- ・月100時間
- ・年720時間
- ・月45時間を超える月が6箇月
- ・2～6箇月の平均80時間

1 長時間勤務・多忙化解消に向けた取組の推進

時間外在校等時間の上限を超えて勤務する教職員をゼロにすることを基本目標とし、以下の取組を実施する。

(1) 勤務時間管理の徹底及び勤務時間を意識した働き方の推進

ア 学校の取組

① 出退勤管理システム等を活用した適切な労務管理

- ・「出退勤管理システム」により、管理職は原則毎日、在校等時間を確認するとともに、「個々の教職員の所掌事務が一覧で把握できる分掌表」を活用し、学校内の業務分担の見直し、教職員間の業務量の平準化、在校等時間短縮に向けた助言、健康維持の注意喚起を行う。

② 退勤時刻の統一と退勤時刻を過ぎて勤務する場合の書面申告の徹底【新規】

- ◎全県立学校（定時制課程を除く。）の退勤時刻を午後7時に統一し、当該時刻を過ぎて勤務する場合は、事前に管理職等に対し、勤務の内容や退勤予定時間を書面で申告することを徹底する。

【数値目標】

- ・退勤時刻を過ぎて勤務する場合に、勤務内容等を書面で申告させている学校の割合 100%（現況値 37%）

③ 勤務時間を考慮した時間の設定

- ・登下校時刻、部活動、諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う。
- ・原則として勤務時間外における電話対応は行わないこととし、留守番機能付き電話により対応する。

④ 時間外在校等時間の上限を超えた場合の事後検証の実施【新規】

- ◎時間外在校等時間の上限を超えた場合には、当該教職員毎に業務や環境整備等の状況について事後検証（時間外在校等時間の内容、長時間勤務の原因・理由、改善策）を行い、事務局に報告する。

⑤ 勤務時間制度の活用【新規】

- ◎勤務時間制度（勤務時間のスライド、週休日の振替、4週間単位の変形労働時間制）を有効活用し、教職員の業務都合に合わせた柔軟な勤務時間の設定を行い、時間外在校等時間の抑制を図る。

⑥ 早く家庭に帰る日、ノー残業デーの徹底

- ・早く家庭に帰る日（8のつく日）、ノー残業デー（毎週水曜日）は、遅くとも18時までに退勤することとし、管理職が全ての教職員の退勤を督促、確認する。
- ・ノー残業デーについて、毎週水曜日の実施が難しい場合は、各学校で年間10日以上ノー残業デーを計画して実施する。

【数値目標】

- ・「早く家庭に帰る日」の見届けを実施している学校
100%（現況値 87%）

⑦ 10分早帰り運動の実施【新規】

- ◎管理職等が、毎日10分早く帰るよう、全ての教職員に対し呼びかけを行うなどして退勤を促す。

【数値目標】

- ・「10分早帰り運動」を実施している学校
100%（現況値 ー）

⑧ 年次休暇の取得促進

- ・管理職は、年次休暇の取得状況を把握し、特に夏休み前に、取得日数が少ない教職員に対して計画的な取得を促す。

【数値目標】

- ・年次休暇取得日数が年5日未満の教職員数
0人（現況値※ 211人）※2019年

イ 事務局の取組

① 各学校の勤務状況の把握と改善に向けた助言【拡充】

- ・出退勤管理システムを活用し、事務局職員が各学校の勤務状況を随時確認し、職場訪問等を通じて、長時間勤務の改善に向けた助言を実施する。
- ◎各学校の月平均の時間外在校等時間の情報を定期的に提供し、各学校の長時間勤務の改善に向けた取組を促す。

② 時間外在校等時間の上限を超えた場合の事後検証の実施【新規】

◎時間外在校等時間の上限を超えた場合には、人事管理対策会議において、各学校における業務や環境整備等の状況について事後検証を行い、上限時間を踏まえた時間外在校等時間の縮減に向け、必要な対策を検討・実施する。

③ 勤務時間制度を活用しやすい環境の整備【新規】

◎長時間勤務の抑制に向け、スライド勤務など勤務時間制度を活用しやすくするための手続きの簡素化や、出退勤管理システムの改修（機能追加）を行う。

④ 働き方の意識改革に向けた研修等の実施

・過労死等を防ぎ、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、教職員自身が時間の使い方を見直すための研修や啓発活動（働き方改革メールマガジンの配信等）を実施する。

⑤ 休みやすい環境の整備【拡充】

・令和2年度は、8月4日（火）～8月16日（日）を県教育委員会が主催する会議や研修等を原則実施しない期間とし、知事部局にも協力を要請する。

・所属ごとの年次休暇取得促進のための取組状況を把握し、一層の計画的な休暇取得を促す。

◎長期休業期間中に週休日の振替等ができるよう、教員の振替期間の特例（前8週、後16週の期間の振替えが可能）の対象となる業務の拡大について検討する。

◎休日の「まとめ取り」のための1年単位の变形労働時間制について検討する。

（2）業務内容の不断の見直し

ア 学校の取組

① 業務の適正化・効率化に向けた取組

・学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。

・会議について、連絡ボードやグループウェアの活用による開催回数の縮減、出席者の最少化、資料の簡素化・事前配布による会議時間の短縮等の見直しを図る。

・学校行事を精選するとともに、使用する資料・資材の簡素化、複数年活用等の工夫による負担軽減を図る。また、学校行事と教科等の指導との関連性を見直し、授業時数に含めるよう検討する。

・令和元年度に整備したICT機器を活用し、デジタル教材の共有化による教材研究の負担軽減、会議・配布物のペーパーレス化による事務負担

の軽減等を図る。

- ◎管理当番（夜間早朝の施錠・開錠や欠席連絡の対応業務）の廃止に向けて、電子錠やキーボックスの設置、電子メールによる欠席連絡の受付体制の整備を進める。**【新規】**
 - ・学校運営協議会の枠組み等を活用し、地域や保護者の理解・協力を得ながら、学校や教員が担ってきた業務の削減や役割分担の見直しを進める。**【拡充】**
- ◎「ふるさと教育」を実施するにあたっては、地域や企業に精通した「地域創生キャリアプランナー」等を活用し、教員にかかわって指導する地域人材の発掘や、生徒の自主的な学習活動を推進することにより、教員の負担軽減に努める。
 - ・その他、日常の教育活動や校内研究等について、不断の見直しを実施する。

【数値目標】

- ・管理当番の廃止等に向けた取組みを実施した学校の割合
100%（現況値 ー）

イ 事務局の取組

① 業務の役割分担・適正化を進めるための取組

- ・学校に対して作成を求めている計画や定期的に行っている調査の項目や実施時期等について見直しを行うとともに、学校が見通しを持って対応できるよう、それらの計画や調査の一覧表を作成する。**【拡充】**
- ・各学校で個別に入札・契約していた電力需給契約について、事務局で一括して入札・契約し、事務の省力化を図る。
- ・民間団体等からの作文・コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動等の各種団体から家庭向けの配布物について、当該団体等に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。
- ・学校評価の仕組みを見直し、学校経営計画と整合した業務改善サイクルが効果的に運用されるよう整理・合理化する。**【拡充】**
- ・学校訪問は、合同実施又は実施頻度の見直しによる回数の削減、事前に必要な（不要な）資料を明確に提示すること等による事前準備の簡素化を図る。
- ・研究指定校は、指定校及び指定地域の縮減を図るとともに、研究内容の精選、効率化を図る。
- ・学校徴収金の徴収・管理の負担軽減に向けた検討を行う。
- ・職務専念義務を免除して実施している業務について、実施するかどうかも含め見直しを図る。

② 業務の効率化を進めるための取組

- ・大量の印刷物作成時間を短縮するため、各学校に高性能印刷機を計画的に導入し、事務の効率化を図る。
- ・経年研修や教科等指導主事研修会等の職員研修や会議については、内容、会場、回数等を見直すほか、テレビ会議システムやWeb会議システムの活用により、負担を軽減し効率的に実施する。
- ・ICT機器を活用し、教材や資料の共有化、校務の標準化を進め、業務の効率化と教育の質の向上を図るとともに、その効果についてモニタリングを行う。**【拡充】**

◎音声データを文字に変換できるソフトを導入し、議事録の自動作成や聴覚障がいのある児童生徒への学習支援を実施する。**【新規】**

◎就学奨励費算定システムを改修し、支給額等のデータ入力を自動化する。**【新規】**

【数値目標】

- ・授業や会議・研修等でのWeb会議システムの年間利用回数
100回（現況値 104回）

【数値目標】

- ・ICT活用は教員の働き方改革になると考える教員の割合
60%（現況値 37%）
- ・ICTを使うことによって、教材の準備が楽になると考える教員の割合
60%（現況値 43%）

（3）部活動指導に係る負担軽減

ア 学校の取組

① 高等学校部活動ガイドラインの遵守徹底

- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることを踏まえた運用を行う。
- ・生徒等の意向を踏まえつつ、各学校において、参加する大会等の精選等を検討する。
- ・原則、週当たり2日（年間104日）以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。

◎1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。**【新規】**

- ・高等学校部活動ガイドラインが遵守されるよう、活動計画や活動実績報告をもとに校長が指導・是正を行う。

【数値目標】

- ・原則、週当たり2日以上 of 休養日を設け、年間を通じて104日以上 of 休養日を設けている部活動の割合 100%
(現況値 96%)

② 部活動顧問の長時間勤務の抑制に向けた勤務時間制度の活用【新規】

- ◎長時間勤務が見込まれる部活動の顧問には、1・2時間目を空きコマにするなど時間割の工夫を行った上で、「スライド勤務」を適用するなど、時間外在校等時間の抑制を行う。
- ◎週休日に部活動の大会等への引率を行う場合は、「週休日の振替」を可能な限り行うなど、適切な勤務時間管理を行う。

③ 長時間勤務が見込まれる部活動への重点的な顧問の配置と交替指導の徹底【新規】

- ◎長時間勤務が見込まれる部活動には、重点的に顧問を配置し、特定の教職員に過度に負担が集中することがないように、顧問間で適切な業務分担を行うとともに、交替指導の徹底を図る。
(例：主顧問が休日の部活動を担当し、副顧問が平日の部活動を担当する等)

④ 学校規模に合わせた部活動数の適正化【新規】

- ◎事務局が策定する県立高校部活動数見直し計画や、生徒等の意向を踏まえつつ、学校ごとに、その規模に合わせた部活動数の適正化を図るための具体的な計画を作成し、令和3年度から順次実施する。

イ 事務局の取組

① 教職員の負担軽減に向けた支援

- ・大会主催者等に対し、合同チームの大会参加要件の緩和、大会やコンクール等の平日開催等について検討を要請する。**【拡充】**
- ・学校や地域の実態に応じて、複数の学校による合同部活動の取組や地域のスポーツ団体との連携などの環境整備を進める。
- ・学校の特色を踏まえつつ、県立高等学校入学者選抜において、部活動を過度に評価しないよう努める。
- ・採用や人事配置等において、教職員の部活動の指導力を過度に評価しないよう留意する。
- ・部活動指導を補助する「部活動アシスタント」や、単独での引率や指導が可能な「部活動指導員」の積極的な活用を進める。**【拡充】**
- ・各学校における活動計画の策定・公表状況及び高等学校部活動ガイドラインの遵守状況（休養日、1日の活動時間）を定期的に確認し、その状況に応じて、是正に向けた個別の働きかけを行う。**【拡充】**

◎限られた時間の中で、質の高い部活動が行えるよう、効率的・効果的な練習方法に関する研修を実施する。【新規】

② 部活動の地域への移行に向けたモデル事業の実施【新規】

◎休日に生徒が部活動に代わって活動できる場を提供する地域の団体（総合型地域スポーツクラブ等）に対して必要な経費を補助し、部活動の地域への移行を試行する。

（４）学校を支える体制の整備

ア 学校及び事務局の取組

① 地域との連携

- ・学校運営協議会の枠組み等を活用し、地域や保護者の理解・協力を得ながら、学校や教員が担ってきた業務の削減や役割分担の見直しを進める。【拡充】【再掲】
- ・学校における働き方改革の取組について、PTA等の協力を得ながら、地域や保護者への理解を求める。（地域・保護者向けのリーフレットの作成）

② 外部人材の活用推進

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクール相談員、外国人児童生徒適応指導員、地域創生キャリアプランナー等の専門的知識を持った外部人材の活用を推進する。【拡充】
- ・学校において、業務改善に取り組むための教員業務アシスタントの配置を重点化・拡充するとともに、活用例の紹介を行う。【拡充】
- ・教員業務アシスタントや部活動指導員等の外部人材の配置を推進するため、人材バンクを構築する。
- ・農業高校の学校農場における栽培や飼育等に関わる業務のうち、土日祝日の管理業務を外部に委託する。
- ・学校における生徒を取り巻く様々な問題について法的助言を行う「弁護士相談事業」の活用を推進する。

2 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

（１）ハラスメント等の速やかな察知と解決

ア 学校の取組

① トラブルを速やかに察知できる環境づくり

- ・全ての教職員を対象として、ハラスメント防止等に関する職場研修を行う。
- ・全県立学校において、職場環境を良好にするため教職員間での意見交換を実施する。

② 個人面談による把握

- ・管理職が全ての教職員と定期的（年3回）に面談し、丁寧なヒアリングを行うとともに、把握した事案を事務局へ報告する。
- ・定期面談以外で把握された事案についても、重大事態への発展が予見されるものは速やかに事務局へ報告する。

イ 事務局の取組

① トラブルを速やかに察知できる環境づくり

- ◎ハラスメント等の具体例を明示したリーフレット等を配布し、ハラスメント等の未然防止に向けた啓発を行う。**【新規】**
- ・管理職がハラスメント等に関する相談を受けた際に適切に対処できるよう「相談対応マニュアル」の周知徹底を図る。**【拡充】**

② 相談窓口の設置・運用

- ・事務局内にハラスメント等について専任の職員が対応する窓口を設置・運用する。
- ◎相談内容に応じて県内5圏域で臨床心理士による相談が受けられる体制を整備する。**【新規】**
- ・弁護士による外部相談窓口や県教委事務局内の相談窓口の各教職員への周知を徹底する。

③ 人事管理対策会議による対応

- ・相談等により把握した事案については、事務局が学校と協力して調査を行い、人事管理対策会議において個々の事例に即して、適切・迅速な解決を図るとともに、重大事態に相当する事案は、岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会へ附議する。

④ 岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会による調査・審議

- ・事務局に報告・相談があった事案のうち、重大事態に相当するものについては、法律、医療、心理等の専門家で構成する審議会に諮問し、事実関係を明らかにするための調査を行う。

(2) 教職員の心身の健康づくりの支援

ア 事務局の取組

① ストレスチェックの完全実施と高ストレス教職員の医師面談の徹底

- ・ストレスチェックの実施を徹底し、また、高ストレスと判定された教職員は、専門医と面談を行うよう指導を徹底する。
- ・時間外在校等時間が月80時間を超える教職員に対する医師面談の働きかけを徹底する。

【数値目標】

- ・教職員のストレスチェック受検率
100%（現況値 93.7%）

【数値目標】

- ・教職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合
前年度を下回る（現況値 6.8%）

② 「教職員の心身の健康づくり計画」に基づく取組の推進

- ・「教職員の心身の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルスに関する普及啓発、ラインケアの充実や精神疾患による休職から復職する職員と管理職の支援などを行う。

③ 空調設備の整備

- ・生徒・教職員が夏期において安全な環境で学習・勤務することができるよう、普通教室に続き、選択教室や専門科教室など準普通教室への空調設備の整備を進める。**【拡充】**

3 働きやすい環境づくりに向けたマネジメント力向上と組織体制の確立

(1) 管理職等のマネジメント力の向上

ア 学校の取組

① 管理職等の意識改革

- ・校長は、学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方改革に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校経営を行う意識を持つとともに、教職員一人一人が業務改善の意識を持って業務を進めるために人事評価を積極的に活用する。

イ 事務局の取組

① 管理職等に対する研修の充実

- ・管理職等に対するメンタルヘルスやハラスメント防止、労務管理等をテーマとした研修を充実し、適正な職場管理を図る。

【数値目標】

- ・新任管理職研修や新任主任研修における労務管理に関する研修の受講率 100%（現況値 100%）

② 管理職等の意識改革

- ・管理職の人事評価項目に、時間管理や職務環境改善に関する取組を盛り込む。
- ・県立学校の全校長を対象とした面談を実施し、学校ごとの時間管理や職

務環境改善に加え、ICTを活用した効率的で質の高い教育や、地域と連携した「ふるさと教育」の推進について、各学校の主体的な取組を促す。

③ 次代を担う学校リーダーの発掘・育成

- ・ 県立学校の教頭を対象とする面談を実施し、その結果を踏まえ、労務管理や組織マネジメント、統率力等、学校リーダーとして求められる資質や能力に応じて、校長への登用を図る。
- ・ 教職大学院と連携し、学校リーダーを育成する研修を実施する。

(2) 学校の指導・運営体制の強化・充実

ア 事務局の取組

① 県立学校へのミドルリーダーの設置に向けた検討

- ・ 学校管理の面で管理職を補佐し、他の教職員をリードするミドルリーダーの設置に向け、学校現場の現状、実現に向けた課題等について調査・検討する。

4 市町村教育委員会の取組の働きかけ

(1) 市町村教育委員会の取組の促進

ア 事務局の取組

① 令和2年度の重点項目

- ・ 県教育委員会の取組を参考に、市町村教育委員会の取組を促す。特に次の項目については、重点項目として確実な実行を促す。

【重点項目】

- I 各教育委員会において定める「在校等時間の上限等に関する方針」に基づく教職員の業務量の適切な管理
 - i 休日も含めた客観的手段による勤務時間の把握
 - ii 退勤時刻（午後7時以前）の設定、退勤時刻を過ぎて勤務する場合の勤務内容の申告の徹底、上限時間を超えた場合の事後検証の実施【新規】
 - iii 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員に対する心身の健康状態の確認の徹底
- II 部活動における適切な休養日（平日と休日各1日以上）及び活動時間（平日2時間、休日3時間以内）の設定

- ・ 上記の重点項目について、定期的に市町村教育委員会の実施状況を確認する。
- ・ 市町村教育委員会と連携し、時間管理や業務改善の重要性等について管理職の意識改革や教職員への啓発を図る。

② 年次休暇の取得促進

- ・長期休業期間中の学校閉庁日の設定など年次休暇を取得しやすい環境を整備し、教職員の年次休暇の取得を促進する取組を促す。

③ 岐阜県中学校部活動指針に基づく適切な部活動の推進

- ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上の休養日を設定する。また、土曜日及び日曜日に大会への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- ・生徒数減少に伴う教職員数減少を踏まえた複数顧問指導体制を実施するため、計画的に部活動の数を減らすよう検討する。

④ 統合型校務支援システムの導入促進

- ・校務を標準化し業務の効率化を図るため、平成30年度に開発した県単位での統合型校務支援システムについて、より使いやすくするための改良や活用事例の普及を図り、市町村教育委員会への導入を促進する。

【数値目標】

- ・市町村における校務支援システム（統合型含む）の整備済み市町村数
34市町村（81.0%）（現況値25市町村・59.5%）

⑤ 教育実習校・研修校の見直し実施【新規】

- ◎「1対1の指導体制」の中で、教育実習に係る教員の負担軽減を図る。また、時間外在校等時間の上限時間を遵守した勤務環境を目指し、研修内容の見直しや、公開授業の精選等、研修方法の改善を図り、効果的、効率的な研修を実施する。

（2）市町村教育委員会の取組の支援

ア 事務局の取組

① 負担軽減のための人員配置の推進【拡充】

- ◎小学校における持ち授業時数の平準化ならびに高学年担当教員の空き時間数確保のため、教科に関する専門的指導を行う「小学校専科指導教員」を新たに配置する。
- ・スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等、教職員をサポートする人材の活用を支援する。

② 小中学校向け調査等の見直し【新規】

◎事務局、教育事務所が、小中学校や市町村教育委員会に対して、定期的に行っている調査や、作成を求めている計画等を網羅的に把握したうえで、スクラップ&ビルドの視点に立ち、その必要性を含め、整理・合理化する。

◎小中学校向けの送付文書の精選に向けた検討を行う。

③ 事務局、教育事務所と市町村教育委員会との重複業務の見直し

・事務局、教育事務所と市町村教育委員会との業務の重複について調査し、重複業務の廃止、簡素化など見直しを行う。

④ 優良事例の収集・提供

・学校における業務改善の優良事例を収集し、県内全ての市町村教育委員会及び学校に情報提供する。

⑤ ハラスメント相談員を対象とした研修の実施【新規】

◎市町村教育委員会のハラスメント相談員を対象に、スキルアップを図るための研修を実施する。

5 国に対する要望

働き方改革を進めるために国レベルでの抜本的な制度改正が必要な事項等について、国に対して要望を行う。

6 進捗管理

1～5の取組について、翌年度のプラン策定のため、定期的に進捗管理を行う。